

組合加入のご案内

建設業界の一角を担う私たち水道業者の雇用・経済環境は、少子・高齢化の影響等により慢性的
人手不足が続き、景気回復の実感もほど遠く、極めて厳しい状況にあります。

こういう時期だからこそ、組合に加入し、個々の力では解決がむずかしい諸問題に対し、組合を
中心に所属員相互の力を結集して、この難関を乗り越え、人材の確保・育成と技術・技能の強化、
経営方針の転換、経営の安定化等を図るとともに、手をたずさえて市民のライフラインを守り、都
市基盤の一翼を支えていきませんか！

< 組 合 の 概 要 >

団体の名称：広島市指定上下水道工事業協同組合

代 表 者：理事長 高 原 豊 明

所 在 地：広島市西区商工センター八丁目3番27号

設 立：昭和36年8月10日

所 属 員 数：組合員数 108社

準会員数 4社

合 計 112社（令和3年2月1日現在）

出 資 金：30,546千円（令和2年3月31日現在）

取得資格：官公需適格組合（昭和51年12月22日）

認定職業訓練校[配管科]（昭和53年8月2日）

特定建設業許可 広島県知事 許可（特-29）第4600号

（許可業種：土木、管、舗装、水道施設、とび・土工、塗装）

無料職業紹介業 厚生労働大臣届出受理番号：34-特-000110号



組合イメージキャラクター

「ミスッピー」

『組合員』加入はどうぞも…。』とお考えの方

「まず、『準会員』になってみませんか！」

「準会員制度」のご紹介

1. 準会員とは…

広島市指定給水装置工事業業者（指定水道工事店）で組合の趣旨に賛同し、組合の事業の円滑な実施に協力しようとする賛助会員（協賛者）のことをいいます。

2. 準会員になるには…

次の（1）から（4）までの要件を満たし、理事会の承認があれば、組合の準会員になることができます。

（1）広島市水道局指定給水装置工事業業者かつ中小企業者である者。

（2）旧広島市配管工、給水装置工事配管技能者、建築配管技能士（1、2、3級）の何れかの資格を持つ者を1名以上常雇している者。

(3) 管工事業を自ら請け負う者で、次の基準を満たしていること。

- ① 県知事または国土交通大臣の管工事業の建設業許可を受けた者、あるいはこれから受けようとする者で、組合員1名の推薦を受けた者。
- ② ①のうち管工事業以外の業種を兼業しているときは、管工事と配水管布設工事（付随工事も含む）の直近の完成工事高が、売上高の2割以上5割未満である者。
- ③ ①のうち内線修理を主な業務としているときは、給水装置の申請を伴う工事の直近の完成工事高が売上高の4割以上である者。

[ただし、原則として組合に加入した後、4年以内に組合員になることが条件です。]

(4) 広島県内に事業所のある者

3. 納付金

最低額として次の諸費用が必要になります。

内 訳	金 額	備 考
①加 入 金	100,000 円	組合脱退時の返還はありません。ただし、組合員になったときは特別賦課金に充当します。
②保 証 金	100,000 円	組合脱退時は返還します。
③年 会 費	36,000 円	一括して6月に納入します。中途加入の場合は月割りで計算します。
合 計	236,000 円	

4. 準会員のメリット

(1) 組合掛買制度について

組合販売材料等の代金の支払いについて、納めた保証金の範囲内で「掛け買い」ができます。ただし、保証金を超える部分は現金払いになります。なお、組合の各分室では掛け買いだけで現金払いはできません。

(2) 教育・情報提供事業（各種研修・講習会の受講等）について

組合の各種研修・講習会が受講できます。準会員とその従業員の各種資格取得の一助となり、技能や技術の高度化が図れます。また、業界や関係行政機関等の資料の配布により、有益な各種情報が速やかに提供されます。

[主な研修、講習・情報提供等]

①配管技能関係

- ・従業員初心者講習会（接遇講習も実施）
- ・給水装置工事主任技術者試験「組合受験準備講習会」
- ・配管技能士1、2、3級技能向上講習会
- ・給水装置工事配管技能検定会「組合事前練習会」
- ・下水道排水設備工事責任技術者試験「組合受験準備勉強会」
- ・1、2級管工事施工管理技術検定試験「組合受験準備講習会」
- ・1、2級土木施工管理技術検定試験「組合受験準備講習会」
- ・消防設備士試験〔甲種第1類〕「組合受験準備講習会」
- ・内線修理講習会他



分岐穿孔作業講習

②情報技能関係
<ul style="list-style-type: none"> ・業務に役立つ各種ソフト、データの紹介・提供 ・各種パソコン講座の開催他
③教育技能関係
<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事の事務手続き講習会 ・給水装置機器に関する講習会 ・排水工事に係る申請事務講習会
④情報提供関係
<ul style="list-style-type: none"> ・水協ニュースひろしま（組合広報誌：全準会員へ配布） ・全管連ニュース（全準会員へ配布） ・全管連ジャーナル（希望者へ配布） ・各種通達の配布（関係行政機関通知、研修・講習案内）等
⑤情報交換関係
<ul style="list-style-type: none"> ・組合総会後の懇親会への参加



水協ニュースひろしま1月号

(3) 共同購買事業について

給水工事用材料の共同購買による大量仕入による廉価販売のメリットがあります。

また、準会員の利便性を考慮し、組合本部事務所以外に牛田・仁保・安佐南分室を設置し材料販売を行なっています。

(4) 業務の効率化・簡素化について

①組合代行店による「せん孔工事」の施工により、効率的な運営が図れます。

(ア) 車輛・工具の整備及び川砂・粒調の置場、残土捨て場の確保等が不用です。

(イ) せん孔工事に伴う所轄官庁への日時連絡、ガス、中電、NTTとの協議、道路管理者への申請、交通整理員の手配等を組合で行なうため、個々の準会員の事務簡素化が図れます。

(ウ) 交通整理員の効率的な運用が図れます。

②せん孔工事跡及びその他の舗装、白線復旧を施工しています。警察の道路使用許可申請も組合で一括処理を行なうため、個々の準会員の事務の簡素化が図れます。

また、小規模工事に係る施行業者の確保の心配がなくなります。

③「排水設備工事」に係る相談を受付けます。



(5) 無料職業紹介事業について

求人準会員と求職者の間の雇用関係の成立を斡旋します。また、組合主催の「合同企業説明会・個別就職面接会」に参加することにより人材の確保が図れます。

(6) 福利厚生事業等について

①組合親睦納涼会（ビアガーデン）への参加。

②組合親睦ゴルフ大会への参加。

③「法定外労働災害補償制度」へ加入の斡旋（希望者）。



組合親睦納涼会の様子

政府労災保険に加入している準会員を対象に、万が一の災害時に政府労災補償に上乘せして補償金を支払う制度へ加入の斡旋をしています。（この制度への加入は経営事項審査の加点になります。）

※ 詳細は、下記の組合事務局までお尋ね下さい。

〔 組 合 員 加 入 に つ い て 〕

1. 組合員になれる人（当組合員資格）

準会員と同じように「広島市水道局指定給水装置工事事業者」かつ中小企業者であるほか、管工事業に2年以上携わり、管工事業以外の業種を兼業している場合は、管工事と配水管布設工事の直前2か年の平均完成工事高が、売上高の5割以上等の要件があります。

2. 組合員になるには

最低額として次の諸費用が必要になります。

内 訳	金 額	算定方法	備 考
出 資 金	30,000 円	10口分×3,000 円	組合脱退時は返還します。
特別賦課金	600,000 円	10口分	組合脱退時の返還はありません。
保 証 金	200,000 円	10口分	組合脱退時は返還します。
合 計	830,000 円	10口分	

注) 組合加入の最低出資口数は10口です。（1口：3,000円）

3. 組合員のメリットとは

準会員のメリットに加えて、組合掛買枠の拡大や組合共同受注事業への応募、組合の利用度・出資金額に応じた配分など、さまざまなメリットがあります。

4. 組合員加入手続き

組合員加入についても、随時行なっております。詳細は、下記の組合事務局までお尋ね下さい。

<組合事務局>

〒733-0833

広島市西区商工センター八丁目3番27号

広島市指定上下水道工事業協同組合 総務部

TEL : 082-208-5877 fax : 082-278-6431

ウェブサイト <http://www.jyogesui-hiroshima.or.jp>

Eメールアドレス : kumiai@jyogesui-hiroshima.or.jp